○国土交通省告示第八百六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年七月二十四日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大上川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県雲南市吉田町深野字深野

二九六番二　一号

二九六番一　二号

二九五番　三号

二九五番地先道路敷　四号

二九四番九　五号

二九〇番一　六号及び七号

七四四番　八号

二三八番三　九号

二三〇番　十号

二八七番地先道路敷　十一号

二八六番二　十二号

二七八番　十三号

二七七番一地先道路敷　十四号

二七五番地先道路敷　十五号

二七二番　十六号

二七一番一　十七号

二七一番二　十八号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

江田川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川敷、道路敷及び水路敷（昭和四十二年建設省告示第千百十一号で指定した土地の区域を除く。）

島根県益田市匹見町匹見

イ七九番一一

イ七九番一三及びイ七九番一四

イ八三番三

イ八六番三

イ八八番七からイ八八番九まで

イ八九番四及びイ八九番五

イ九〇番七

イ九二番四からイ九二番七まで

イ九三番二

イ九四番二

イ一一番二

イ一一番九からイ一一番一三まで

イ一一三番四

イ一一六番五

イ一一七番三

イ一一八番二

イ一二一番二

イ一二二番四及びイ一二二番六

イ一二六番六

イ一二六番八及びイ一二六番九

イ一二七番一

イ一二七番三からイ一二七番五まで

イ一二八番二

イ一二九番四及びイ一二九番五

イ一五八番一

イ一五八番五からイ一五八番七まで

イ一五九番四及びイ一五九番五

イ一六〇番五

イ一六一番三

イ一六四番一

イ一七八番五

イ一八一番二

イ一八一番九からイ一八一番一一まで

イ一四〇九番二

イ二一七五番二

イ二四〇四番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千百十一号で指定した土地及びイに掲げる土地の区域を除く。）

島根県益田市匹見町匹見

イ一八一番一〇地先河川敷　一号

イ一一一番一〇　二号

イ一二二番一　三号及び四号

イ一二五番　五号

イ一二六番七　六号

イ一七八番二　七号

イ一五九番二　八号

イ一五九番三　九号

イ一七四番一　十号

イ一四〇九番一　十一号

イ一四一一番一　十二号

イ一四一八番　十三号及び十四号

イ一四二九番一　十五号

イ一四三三番一　十六号

イ一四三四番五　十七号

イ一八三番四地先河川敷　十八号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

寺谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県大田市温泉津町小浜

字寺ノ奥　イ八四二番一　一号から五号

字波路浦谷　イ八三七番一　六号、七号、十八号及び十九号

イ八三六番一　八号、九号及び十七号

イ八三二番一　十号

字森ノ本　イ六六五番　十一号及び十二号

イ六六六番　十三号

イ六六三番　十四号

字森ノ平　イ六六二番　十五号及び十六号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

湯迫川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

島根県大田市仁摩町天河内

字正福寺南平下モ　九五〇番

字正福寺　九五一番から九五三番まで

九五四番及び九五四番一

九五五番

字正福寺奥　九五六番及び九五七番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

島根県大田市仁摩町天河内

字正福寺　八三六番二　一号及び二号

八三五番七　五号及び六号

字正福寺南平下モ　九五〇番　三号

字正福寺奥　九五七番　四号

○国土交通省告示第八百七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年七月二十四日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

見目西川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

香川県小豆郡土庄町見目

字前内　乙三二四番地先四　一号

字申ヶ家　乙三二二番　二号

乙二三四番　三号

乙二五一番　四号

乙二四六番　五号

乙二四八番　六号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宮田宮中上川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

香川県仲多度郡まんのう町買田

字小倉　一六四番一　一号

一六三番一　二号

字谷奥　一六〇番一　三号

一五九番二一　四号

一五六番　五号

一四九番一　七号

字南畑　一二一番一　六号

○中部地方整備局告示第百三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十四日

路線名　供用開始の区間　中部地方整備局長　足立　敏之

四十一号　下呂市保井戸字大下一〇六四番一から同市保井戸字大下一〇四一番一まで　中部地方整備局及び同局高山国道事務所　図面縦覧場所

供用開始の期日　平成二十四年七月二十四日